

[別紙 1]

## 随意契約理由書

神戸市

件名	鈴蘭台処理場 中央監視装置帳票システム用端末改修
契約の相手方	菱井商事株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<b>随意契約の理由</b> <p>鈴蘭台処理場の中央監視装置帳票システム用端末は、処理場内の全設備の運転状況や水処理状況等を集約して帳票化するための装置で、本処理場の運転管理を行なうために欠かすことのできない重要設備である。</p> <p>当該設備は、三菱電機株式会社が独自の仕様・技術によって構築したシステムである。よって、改修の履行には製造業者にしか知り得ない専門的な知識やノウハウが必要で、設備や現場の状況を熟知した製造業者の技術員にしか履行できない。</p> <p>しかし、当該設備の製造業者である三菱電機株式会社はメンテナンス業務を行っておらず、菱井商事株式会社が三菱電機株式会社から兵庫県南部において唯一メンテナンス業務を移管されている。</p> <p>以上の理由により、菱井商事株式会社との随意契約を行なう。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 中央水環境センター 施設課 水環境第2係 (電話番号 078-302-0425)